

所得税などの申告はお早めに

所得税などの申告方法

図課税課(内328)

申告書の作成は国税庁HPで

国税庁HPで作成した申告書の提出方法

- マイナンバーカードを使って送信(*1)
 - IDとパスワードで送信(*2)
 - 印刷して書面で提出(*3)
- (*1)マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダーを準備
- (*2)ID・パスワード方式は、事前の登録が必要。届出をする場合は、申告するご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、近くの税務署にお越しください
- (*3)郵便または信書便で、所轄の税務署へ提出可(ゆうメール・ゆうパック・ゆうパケット不可)

マイナンバーが必要です

申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載と、マイナンバー・本人確認ができる書類の提示または写しの添付が必要です(e-Taxからの場合、マイナンバーの記載以外不要)



申告書の相談・提出など

- 図 2月16日(金)～3月15日(金)※土日祝日を除く。25日(日)は開設。開設期間前でも相談は受付可
- 受付時間8:30～16:00 相談時間9:00～17:00 申告書の提出時間8:30～17:00
- 図整理券の配布状況に応じて受け付けを早めに締め切る場合や、後日の来場をお願いする場合あり/3月中は入場整理券の入手が困難となること予想されるので、2月中の来場がお勧め/公共交通機関をご利用ください
- 図立川税務署 〒190-8565立川市緑町4-2立川地方合同庁舎 ☎042-523-1181

所得税・消費税・贈与税の申告作成には、入場整理券が必要
申告書等の提出のみの場合は、入場整理券は不要

会場で
当日配布



LINEから
事前発行

国税庁LINE公式アカウントか
ら友だち追加で利用可



すべて記入済みの確定申告書は
市でも仮受け付け

図 2月16日(金)～3月15日(金)9:00～16:00※土日祝日を除く/25日(日)は開庁
市役所書庫棟会議室

申告・納税の期限

申告・納税の期限

税の種類	申告・納付期限	口座振替
所得税・復興特別所得税	3月15日(金)	4月23日(火)
消費税・地方消費税	4月1日(月)	4月30日(火)
贈与税	3月15日(金)	利用不可

確定申告書の配布

電子申告の推進により、配布する確定申告書の枚数が極めて少なくなっています。課税課で配布するものは無くなり次第終了となるため、電子申告等にご協力ください
配布期間1月25日(木)～※無くなり次第終了
図課税課(市役所第1庁舎)

税理士による無料申告相談会

日時・場所・予約の詳細は☎1031276

市民税・都民税の申告を忘れずに

図課税課(内328)

昨年申告をした方などへ、2月6日(火)に申告書を郵送します。申告が必要で書類が届かない方は、課税課へお問い合わせください

- 申告書の相談・提出(直接)
 - 図 2月16日(金)～3月15日(金)9:00～16:00※土日祝日を除く/25日(日)は開庁
 - 市役所書庫棟会議室
 - 図混雑緩和のため郵送での提出にご協力ください
- 郵送での提出
 - 3月15日(金)(消印有効)までに申告書・申告に必要なもののうち(2)～(4)の写し、書類の返却を希望する場合は返信用封筒(宛名を明記し切手貼付)を同封し、〒185-8501課税課へ
- 申告に必要なもの
 - (1)申告書
 - (2)令和5年中の所得(収入)に関する次の①②のいずれかの書類
 - ①給与や公的年金等の収入がある方＝源泉徴収票など所得の確認ができるもの
 - ②給与や公的年金等以外の所得がある方＝収支を確認できるもの
 - (3)令和5年中の所得控除・税額控除に関する次の①～⑥のうち必要な書類(年

- 末調整ですでに控除を受けているものを除く)
 - ①社会保険料控除のうち、国民年金・国民年金基金の控除を受ける方＝控除証明書原本など
 - ②健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の控除を受ける方＝領収書原本や金額の分かる書類など
 - ③生命保険料・地震保険料控除を受ける方＝控除証明書原本
 - ④障害者控除や勤労学生控除を受ける方＝障害者手帳や学生証など
 - ⑤従来医療費控除を受ける方＝領収書をまとめた医療費控除の明細書/セルフメディケーション税制(医療費控除特別)を受ける方＝スイッチOTC医薬品の購入が分かる領収書をまとめたセルフメディケーション税制の明細書(領収書の原本では申告できません。必ず明細書をご準備ください)
 - ⑥寄附金控除を受ける方＝寄附先の団体が発行する領収書や受領証の原本など
- (4)個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類

■申告対象期間＝令和5年1月1日～令和5年12月31日

申告をしなければならない方

- 次の①～④のいずれかに該当する方(右表の申告の義務がない方を除く)
- ①令和6年1月1日時点で市内に居住し、令和5年中に収入があった
 - ②令和6年1月1日時点で市外に居住し、市内に事務所・事業所・居住用家屋(*1)を持っている
 - ③給与と所得のほかに所得があった
 - ④公的年金などの所得のほかに所得があった

申告の義務がない方

- ①令和5年中に収入がなかった(*2)
 - ②所得税の確定申告をする
 - ③給与収入のみの方で、勤務先から市に給与支払報告書の提出があった
 - ④公的年金などの収入のみの方で、支給元から支払報告書の提出があった(*3)
 - ⑤市内在住の親族に扶養されている
- 図③④は控除などが支払報告書の内容から変更になる場合、申告が必要(*4)

- (*1)単身赴任などでふだんは配偶者・子どもだけが住み、時々帰宅する住宅や別宅など
- (*2)合計所得金額が45万円以下の方は申告義務はありませんが、申告で国民健康保険税の税額が変わる場合があります。また、各種手当などの受給判定や所得に関する各種証明書の資料となります
- (*3)源泉徴収の対象とならない公的年金など(外国で支払われる年金)の支給を受けている方は、確定申告が必要な場合があります
- (*4)支払われた国民健康保険税などの申告で税額が下がる場合があります(税務署へ確定申告する場合、市への申告は不要)

市民税・都民税証明書等が必要な方は申告を

課税・非課税証明書は、都営住宅の同居や融資などの手続きで必要になる場合があります。証明書が必要な方は、所得の有無にかかわらず申告してください(同世帯の納税義務者の扶養親族で、その納税義務者が申告書を提出している場合を除く)

所得控除の申告漏れにご注意ください

年金を受給して、国民健康保険料などを口座振替や金融機関で直接支払っている方や、給与の支払いを受けていて年末調整をしていない方などは、所得控除の申告で税額が下がる場合があります

■所得控除の種類①雑損②医療費③社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)④小規模企業共済等掛金⑤生命保険料⑥地震保険料⑦障害者⑧寡婦⑨ひとり親⑩勤労学生⑪配偶者⑫配偶者特別⑬扶養

図⑩申告や年末調整が済んでいる方でも、所得控除の追加の申告ができます

- 社会保険料の場合、配偶者など親族が受け取る年金から特別徴収(天引き)されている保険料は控除の対象にはなりません。ただし、申告する本人が扶養親族の保険料を支払った場合には対象となります
- 16歳未満の方を扶養している場合は、扶養控除の対

象になりませんが、市民税・都民税の非課税限度額の算定の際に16歳未満を含む扶養親族の人数を把握する必要がありますため、申告してください

ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方

確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税(寄附)を行う場合に、寄附先の自治体(5団体以内)で特例の申請手続きを行うことで、確定申告をしなくても控除を受けられる制度です。ただし、確定申告や市民税・都民税の申告などを行う場合は、この制度の対象となりません。申告の際は、必ずワンストップ特例制度分の寄附額を含めて申告してください

寄附金税額控除の記載をお忘れなく

ふるさと納税や条例で指定する団体へ寄附を行うと、市民税・都民税の税額控除が受けられます。確定申告書の第二表住民税に関する事項の「寄附金税額控除」欄(下図参照)に記載がないと、控除が受けられません

都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
円	円	円	円

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等の課税方式選択制度の廃止

令和6年度から所得税と課税方式を一致させることになり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。所得税の確定申告をすると、市民税・都民税も合計所得金額や総所得金額等に算入されるため、国民健康保険税・後期高齢者医療保険・介護保険などの各種行政サービスに影響が出る場合があります。また、所得税の確定申告において課税方式(総合課税・分離課税・申告不要)を選択した場合、その後の修正申告や更正の請求の際にその選択を変更することはできないため、ご注意ください

保険料(税)、医療費・介護保険サービス利用料も控除対象

図保険年金課(内319)/高齢福祉課 ☎042-321-1301

令和5年に納付した保険料(税)等(下表1参照)は、令和5年分の所得税と令和6年度市民税・都民税の申告で社会保険料控除として申告可。また、医療費や介護保険サービス利用料(下表2・右表3参照)は医療費控除として申告可

表1 社会保険料控除

区分	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険	国民年金
納付方法	○年金からの天引き ○口座振替 ○納付書		組み合わせになる場合あり	○口座振替・クレジットカード・納付書・Pay-easy(ペイジー)・電子(キャッシュレス)決済
納付した保険料額の確認方法	○日本年金機構等から届いた源泉徴収票(★) ○口座振替済のお知らせ(★)(国保・介護は1月中旬頃、後期は1月下旬頃郵送) ○領収書(★) ○振替額が記載された預貯金通帳 ※★は市民税・都民税の申告に必要		組み合わせになる場合あり	○国民年金保険料控除証明書 ○領収書 ※所得税と市民税・都民税の申告に必要(いずれか1点)
金額や書類等の問い合わせ	納税課(内551)	保険年金課(内319)	高齢福祉課 ☎042-321-1301	ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004※IP電話用 ☎03-6630-2525 立川年金事務所国民年金一課 ☎042-523-0352

表2 医療費控除

区分	医療費	介護保険サービス利用料
対象となる支払い	自己または生計を一にする配偶者などの親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合	自己または生計を一にする配偶者などの親族のために支払った利用料(対象サービスは右表3参照)
申告に必要な書類	医療費控除の明細書	
申告に関する問い合わせ	所得税立川税務署 ☎042-523-1181 市民税・都民税課税課(内327)	

※医療費を補てんする保険金(高額療養費の支給)などがあつた場合、その金額は差し引きまず

表3 医療費控除の対象となる介護保険サービス(*生活援助中心のサービスを除く)

対象サービス	
1	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
2	地域密着型介護老人福祉施設
3	介護老人保健施設
4	介護療養型医療施設
5	介護医療院
6	訪問看護
7	訪問リハビリテーション
8	居宅療養管理指導
9	通所リハビリテーション(デイケア)
10	短期入所療養介護
11	定期巡回・随時対応型訪問看護(一体型事業所で訪問看護のみ)
12	看護小規模多機能型居宅介護[6～11の介護サービスを含む組合せにより提供されるもの(*)]
13	訪問介護(*)
14	夜間対応型訪問介護
15	訪問入浴介護
16	通所介護(デイサービス)
17	地域密着型通所介護(デイサービス)
18	認知症対応型通所介護
19	小規模多機能型居宅介護
20	短期入所生活介護
21	定期巡回・随時対応型訪問看護(一体型事業所で訪問看護以外および連携型事業所)
22	看護小規模多機能型居宅介護[医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの(*)]
23	地域支援事業の訪問型サービス(*)
24	地域支援事業の通所型サービス(*)

図各介護予防サービスも対象(1～5を除く)/対象サービス13～24は、6～12のいずれかと併せて利用している場合に限る(ケアプランに基づく必要があります)/医療費控除の対象範囲は各サービスによって異なります